

政令第 号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一ミリグラム以上である」を「〇・四ミリグラムを超える」に改め、同項第二号中「一ミリグラム以上となる」を「〇・四ミリグラムを超える」に改め、同号イ中「農地用」を「農用地」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

人の健康を損なうおそれがあるカドミウムを含む米の生産を防止するため、カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正を行う必要があるからである。